

練馬区

特別区

1 地域の概要

1) 人口・地勢

①総人口： 679,863 人（平成 16 年 1 月 1 日現在）（住民基本台帳+外国人登録）

②年齢 3 区分人口割合

年少人口： 13.05 % 88,727 人

生産年齢人口： 70.22 % 477,397 人

老年人口： 16.73 % 113,739 人

介護保険認定者数 要支援： 2162 人

要介護 1 : 5388 人

要介護 2 : 2565 人

要介護 3 : 2252 人

要介護 4 : 2183 人

要介護 5 : 1886 人

③世帯数： 306,942 世帯（外国人世帯を除く）

④面積： 48.16 Km²

⑤地域の特徴：

【緑多い住宅地域】緑被率が 20 %超と都区部でも高く、良好な住環境誇る。宅地化進展も土地区画整理など面的整備や市民農園、公共施設緑化、民有地緑化などで緑を維持。地下鉄大江戸線開通で都心へのアクセス網充実。

【長期総合計画】01 年度開始の新長期総合計画は、少子・高齢化、環境との共生など 7 つの潮流を盛る。第 2 次住宅マスターplan、第 2 次環境基本計画など 5 計画も推進。第 2 次行政改革も実行。なかでも都市計画マスターplanは 03 年 2 月に 7 つの地域別指針の素案がまとまり説明会実施、03 年 6 月に策定へ。

（出典元：東洋経済新報社 都市データパック 2003 地域経済総覧 2004）

2) 高齢者にかかる体制の概要

①自治体の体制

- ・保健福祉関連部署組織図 一資料①

<介護予防にかかる自治体の部署>

保健福祉部

管理課：保健福祉部の事務とりまとめ

高齢者課：いきがい対応型デイサービス事業・食事サービス事業等の実施

支援調整担当課：総合福祉所・基幹型在宅介護支援センター業務のとりまとめ

総合福祉事務所（区内4箇所）：各地域型在宅介護支援センター業務の総括・支援

健康センター（1箇所）：健康づくり教室・リハビリなどに関する相談。介護予防に関する各機関への技術支援。

練馬区保健所

保健相談所（区内6箇所）：区民の健康に関する相談指導。健康教育

予防課：健康長寿をめざして、保健相談所や他関係機関と連携

食に関する環境整備

・高齢者保健福祉施策の体系（高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）より）一資料②

・高齢者を支える仕組み（高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）より）一資料③

②関連機関の状況

地域型在宅介護支援センター 28箇所

基幹型在宅介護支援センター（総合福祉事務所） 4箇所

③介護予防として提供している（予定を含む）介護予防サービス 内容・対象・主管課

事業名	対象	内容・開催頻度	主管課	協力機関・住民
いきがい対応型デイサービス事業	65歳以上の虚弱高齢者・閉じこもりがちな高齢者	いきがい・趣味活動、健康保持活動、食事サービス（会食型）等の提供。 週1回	高齢者課	現在練馬区内22カ所で実施。 NPO法人、社会福祉法人、生協、有限会社に運営委託
(H16年度予定)高齢者食事サービス事業 （「食」の自立支援事業に転換）	65歳以上の独居および高齢者世帯等	配食サービスおよび会食サービス	高齢者課	地域住民による配食協力員、在宅介護支援センター、ケアマネジャー
(H16年から予定)転倒予防のための体力づくり教室（老人保健機能訓練事業B型）	65歳以上の転倒リスクの高い虚弱高齢者	体力測定、運動プログラム（1回/週、全12回、3ヶ月） 場所：区民館、高齢者センター	健康センター 一	理学療法士、保健師または看護師、運動指導員
(H16年から予定)尿失禁予防教室	65歳以上の女性で尿失禁のある方	骨盤低筋体操実施指導など（全7回、3ヶ月）	健康センター 一	保健師、作業療法士、医師、栄養士

(H16 年から予定) 高齢者筋力向上トレーニング	60 歳以上の要支援、要介護 1. 2 と判定された方、かつ 介護保険の訪問ル・通所リハ のサービスを利用していな い人、かつトレーニングを行 う上で支障のない方	包括的高齢者運動 トレーニング（体 力測定、トレーニ ング、柔軟性・バ ランス力向上を含 む包括的トレーニ ング）（2回/週、全 25回、3ヶ月）	健康センター	<健康センター> 医師、理学療法士、保健師、運動指導員など
啓発活動	1 区民 2 、関係者：在宅介護支援セ ンター職員、いきがい対応 型デイサービス運営団体、 ケアマネジャー等	介護予防講演会や 講座等	健康センター	<健康センター> 保健師、理学療法士、作業療法士
転倒予防教室	関心ある区民、老人クラブ、 敬老館来所高齢者	転倒メカニズム・ 予防に関する講義、 運動指導、食事指 導、日常生活指導	保健相談所	健康センター 高齢者課、総合 福祉事務所、地 区区民館、敬老 館、民生委員、 在宅介護支援セ ンター
痴呆予防教室	関心ある区民（広報）	脳血管性痴呆のメ カニズムと予防に ついての講義、運 動指導、口腔衛生 ・生活指導	保健相談所	<地区組織> 各保健相談所の 健康の会、健康 と生きがいを語る 会、ねりま健 康の会、練馬老 後と健康と生きがいを語る会、 大泉健康の会、 リハビリ関係の 友の会、痴呆関 連地区組織
脳卒中予防教室	関心のある区民（広報）	脳卒中の原因・治 療と予防について の講義、運動指導、 栄養・口腔衛生指 導	保健相談所	各保健相談所の 健康の会、健康 と生きがいを語る 会、ねりま健 康の会、練馬老 後と健康と生きがいを語る会、 大泉健康の会、 リハビリ関係の 友の会、痴呆関 連地区組織
閉じこもり予防	閉じこもり高齢者の家族と 関係者、関心のある区民(広 報)	老年期にみられる 主な精神症状と原 因・要因等講義、 閉じこもりの原因 ・要因等講義、な ど	保健相談所	老年期にみられる 主な精神症状と原 因・要因等講義、 閉じこもりの原因 ・要因等講義、な ど
介護予防のための自主 グループ育成	リハビリ友の会、パーキン ソン病友の会、ウォーキング の会	自分でできるリハ ピリ体操の実技指 導、パーキンソン 病の作業訓練、痛 みがある時の体の 動かし方や筋力ア ップ	保健相談所	リハビリ関係の 友の会、練馬パ ーキンソン病友 の会、ヘルシーウォーキングの 会

2 介護予防対象者の把握システム

1) 概要

現在のシステム開始時期： 13 年より開始

(見守りネットワークの開始年度は 15 年度)

把握している対象者数： 4,408 人 (H13 年度ひとりぐらし高齢者等実態調査で「少し具合が悪いが日 常生活・外出は一人ができる」と回答した人)

把握後のフロー：虚弱高齢者の発見（フロー図）－資料④

関与スタッフ（数）：

民生委員(556名)、在宅介護支援センター（基幹型・地域型：85名）、清掃事務所、郵便局、町会・自治会(223町会)、老人クラブ(140クラブ)、配食協力員(600名)、電話訪問員(45名)、乳酸飲料配達員、いきがいデイサービス運営団体、介護保険サービス事業者、その他地域の組織・機関

2) 具体的な把握方法 関係機関の役割

【ひとりぐらし高齢者等実態調査】平成13年度実施

(主担当部署：高齢者課、総合福祉事務所)

・調査用紙 一資料⑤⑥

従来から民生委員は、地域の寝たきり高齢者への手当配布や高齢者への敬老金の配布などを実施し、地域の高齢者宅への訪問の機会があった。しかし、近年は敬老金等の廃止となつたため、民生委員が直接住民宅を訪問することが少なくなった。

民生委員協力のもと実施されるひとりぐらし高齢者等実態調査は、H13年度以前は一人暮らしの高齢者の出現率や実態把握など施策に対応するために実施していたものであった。しかし、さらに工夫することで、介護保険の知識がない高齢者や介護保険利用が望ましいが未利用高齢者の把握ができると考え、それらの掘り出しが可能なように高齢者課と総合福祉事務所で調査項目を検討し、H13年度から調査様式を変更し実施した。

ひとりくらし高齢者等実態調査票（資料）では、個人情報保護の観点から、情報提供可否の同意欄を設け、それに同意した機関（民生委員、在宅介護支援センター、消防署、警察署）がその後公共の目的の範囲内での活用している。この調査により一人暮らし高齢者の実態が把握でき、かつ身体状況が把握できる。お体の状態をうかがう質問項目には、「一人で交通機関を利用できるか」から、「身の回りのこともできない」までを1-6項目にて調査している（資料参照）。3-6に該当するものが介護保険対象者レベル。「2すこし具合が悪いが日常生活はなんとかできる人」が危険因子がある人という仕分けをした。この2回答した高齢者へ在宅介護支援センターによる「実態把握調査」と「生活をよりよく過ごすための実態調査」を実施し、必要な高齢者には介護予防プラン作成している。

【ご用聞き福祉】平成14年度実施

(主担当部署：支援調整担当課、総合福祉事務所)

・ご用聞き福祉の流れ一資料⑦

従来の「申請主義」福祉から脱却し、「必要な方に必要なサービスを提供する」ために、援助が必要と思われる高齢者のお宅に地域型在宅介護支援センターの職員が訪問し援助の必要性を見極め、介護保険サービスや区の高齢者サービスを紹介する。

援助が必要と思われる高齢者の絞込みには、平成13年度に民生委員の協力により行った「練馬区ひとりぐらし高齢者等実態調査」の「お体の状態はいかがですか」という設問への回答と、介護保険要介護認定の有無および在宅介護支援センターへの情報提供の可否を用いている。

【見守りネットワーク事業】平成 15 年度実施

(主担当部署：支援調整担当課、総合福祉事務所、在宅介護支援センター)

・高齢者見守りネットワーク事業についてー資料⑧

地域型在宅介護支援センターを拠点として、民生委員、町会・自治会、老人クラブなど地域の団体や地域で活動する人々が連携し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、虚弱・閉じこもり高齢者、その他基幹型在宅介護支援センターが見守りを必要と認めた者を、地域全体で見守る体制。見守りの中で何らかの変化を生じた高齢者を把握した場合、在宅介護支援センターに連絡し、在宅介護支援センターによる訪問や緊急対応が実施される。

【在宅介護支援センターによる「企画事業】平成 15 年度実施

(主担当部署：在宅介護支援センター、後方支援として健康センター)

在宅介護支援センターにおいて実施している、虚弱高齢者の支援事業としての各種教室や交流会等の「企画事業」の中に、新たな介護予防のプログラムを取り込み、地域での啓発を図りながら、発見手段としての機能を強化する予定である。(平成 16 年度は、この事業を「よりあいひろば事業」(予防・リハビリ・安心・いきがいをテーマとした介護予防的事業として実施する予定))

【かかりつけ医との連携】

(主担当部署：健康センター)

練馬区では、65 歳以上の高齢者を対象に病気の早期発見・早期治療に結びつけるために、高齢者健康診査を医師会等に委託し実施している。また高齢者の多くが、かかりつけ医を持つ。虚弱高齢者の早期発見の手段として、医師会へ区の介護予防についての考え方や相談窓口について周知するとともに、介護予防のサービスのパンフレットを配布し、虚弱高齢者を在宅介護支援センターにつなげるために連携を形成する予定である。

【相談・申請窓口】

(主担当部署：総合福祉事務所)

総合福祉事務所は、練馬区における介護予防・地域支えあい事業の相談・申請窓口になっている。生活支援ホームヘルプサービスや自立支援住宅改修給付等の訪問調査に虚弱高齢者のアセスメントを導入し、発見の手段を広げている。

【介護保険要介護認定】

(主担当部署：介護保険課、総合福祉事務所、在宅介護支援センター)

介護保険認定審査で非該当の認定を受けた方に対して、適切なサービスに結びつけるためのシステムを整備していく予定である。

【お達者 21 (お達者健診簡易版)】

(主担当部署：健康センター)

東京都老人総合研究所が実施する「お達者 21 (お達者健診簡易版)」において老年症候群の危険因子を判定する。これをスクリーニングの一つとして活用し、その後ハイリスク

ク者へ転倒予防のための体力づくり教室等を実施する予定である。(H16 年度から実施)

3) 現在のシステム構築に至った経緯

平成 13 年度ひとりぐらし高齢者等実態調査、平成 14 年度ご用聞き福祉、平成 15 年度高齢者見守りネットワークの構築として、虚弱高齢者や閉じこもりがちな高齢者の発見システムの一部ができあがったが、課題が多く残されていた。

平成 15 ~ 19 年度の高齢者保健福祉計画の検討過程で行政の縦割りのシステムではなく、元気高齢者、虚弱高齢者、要介護高齢者という切り口の中で、各担当部署が役割分担を決めていった経緯がある。

また、平成 15 年度においては、練馬区地域リハビリテーション検討委員会を設置し、リハビリテーションという視点の中で、介護予防（重度化予防を含む）の検討を重ねてきた。

こうした検討を得て、平成 16 年度に介護予防についてシステム化・事業化がはかられ平成 17 年度に向けた課題も明らかになってきている。

3 成果と今後の課題

1) 成果

- ① (期待する成果) 介護予防リハビリテーション事業が介護保険費用等にどう反映しているかを評価する予定である。
- ② (期待する成果) 介護予防リハビリテーション事業参加高齢者の歩行速度や身体機能の改善、QOL の向上などの効果を期待する。
- ③ 今年度は介護予防事業前後による対象者の変化による評価を行うが、将来的には介護予防事業に参加した虚弱高齢者の追跡調査による介護保険未利用期間や利用の有無などの評価を検討したい。
- ④ (見守りネットワークの期待する成果) 今まで在宅介護支援センターの周知度が低かった。介護保険の中での在宅介護支援センターは動いてきて、その分野での認知度は上がったが、これからは介護予防においての在宅介護支援センターを認知することが必要であると考える。そのため民生委員協議会へ在宅介護支援センター職員を連れて行き紹介したり、区報で在宅介護支援センターを取り上げるなどして認知度向上のために努力している。町会や老人会自治会に在宅介護支援センターの存在を知らせ、何かあった時に相談できる関係を築いていかなければならない。そのためには在宅介護支援センターがどこまで認知度が上げるかがこの事業のキーとなり、認知度向上と関係づくり強化の中でネットワークづくりという成果を期待している。
- ⑤ 高齢者保健福祉計画策定する際、保健部門・福祉部門・介護保険部門の役割分担について検討し、その結果として身体状況別に元気・虚弱・要介護という切り口で役割分担を行った。そこで、各部門の役割分担が明確になった。

2) 今後の課題

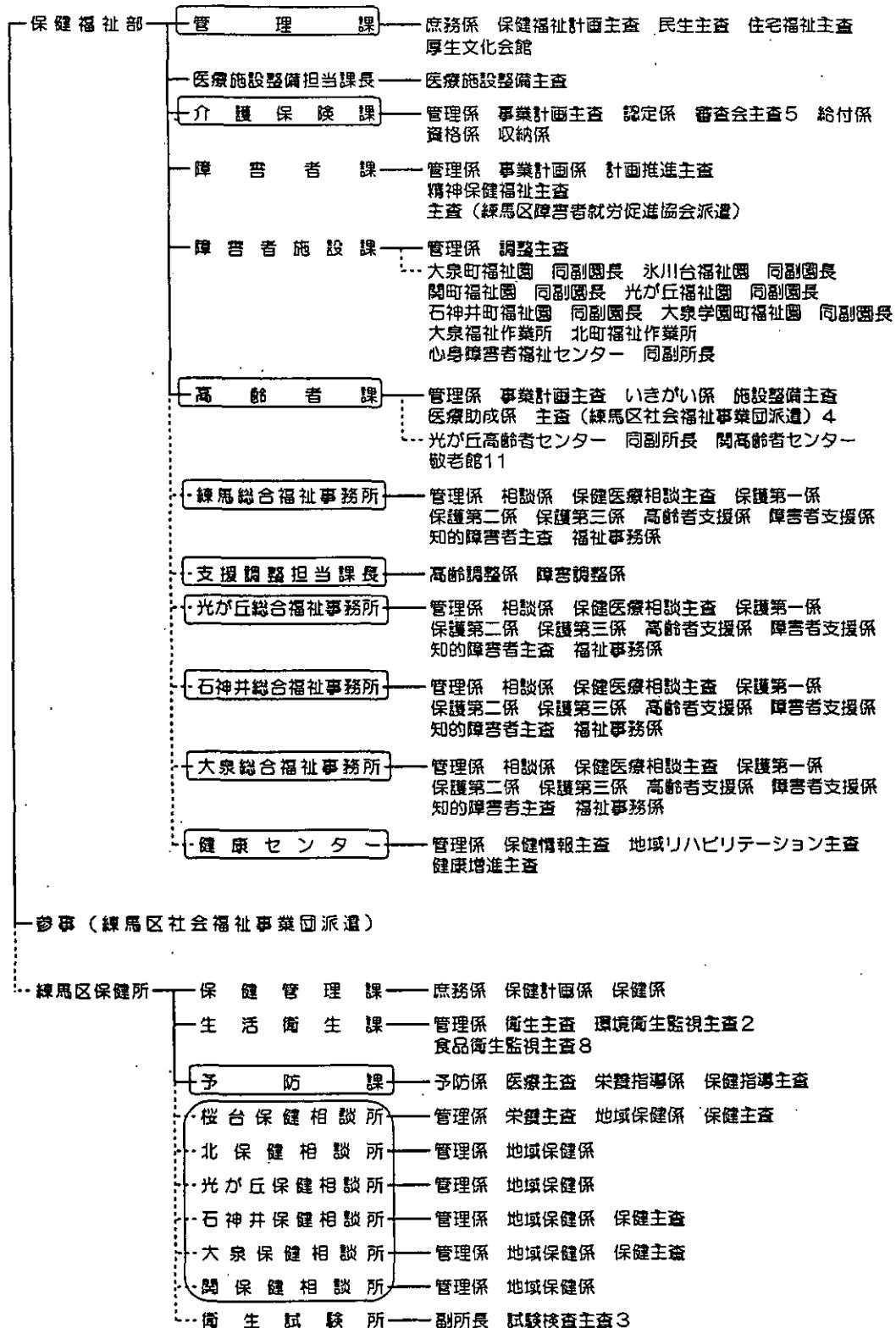
- ① 現在は、練馬区において痴呆対策が十分整備されている状況ではない。

- ②介護予防関連事業や把握方法が、様々な担当課にまたがっている。対象の発見からサービス提供までの流れを各機関・職員が共有しなければならない。そのために各課との調整会議などが必要である。
- ③実施した介護予防事業に関する効果判定をどのように実施するかが課題である。
- ④把握方法として医師会との連携が不可欠である。そのため医師会をどれだけ連携できるかが課題である。
- ⑤介護予防事業を実施し、虚弱高齢者の状態が改善した場合、高齢者が次にどのような事業（例えば、民間のフィットネスクラブや生きがいデイなどのサービス）を活用したらいののか、そこへどのように繋げばいいのかなどが課題である（介護予防ネットワークの確立）。

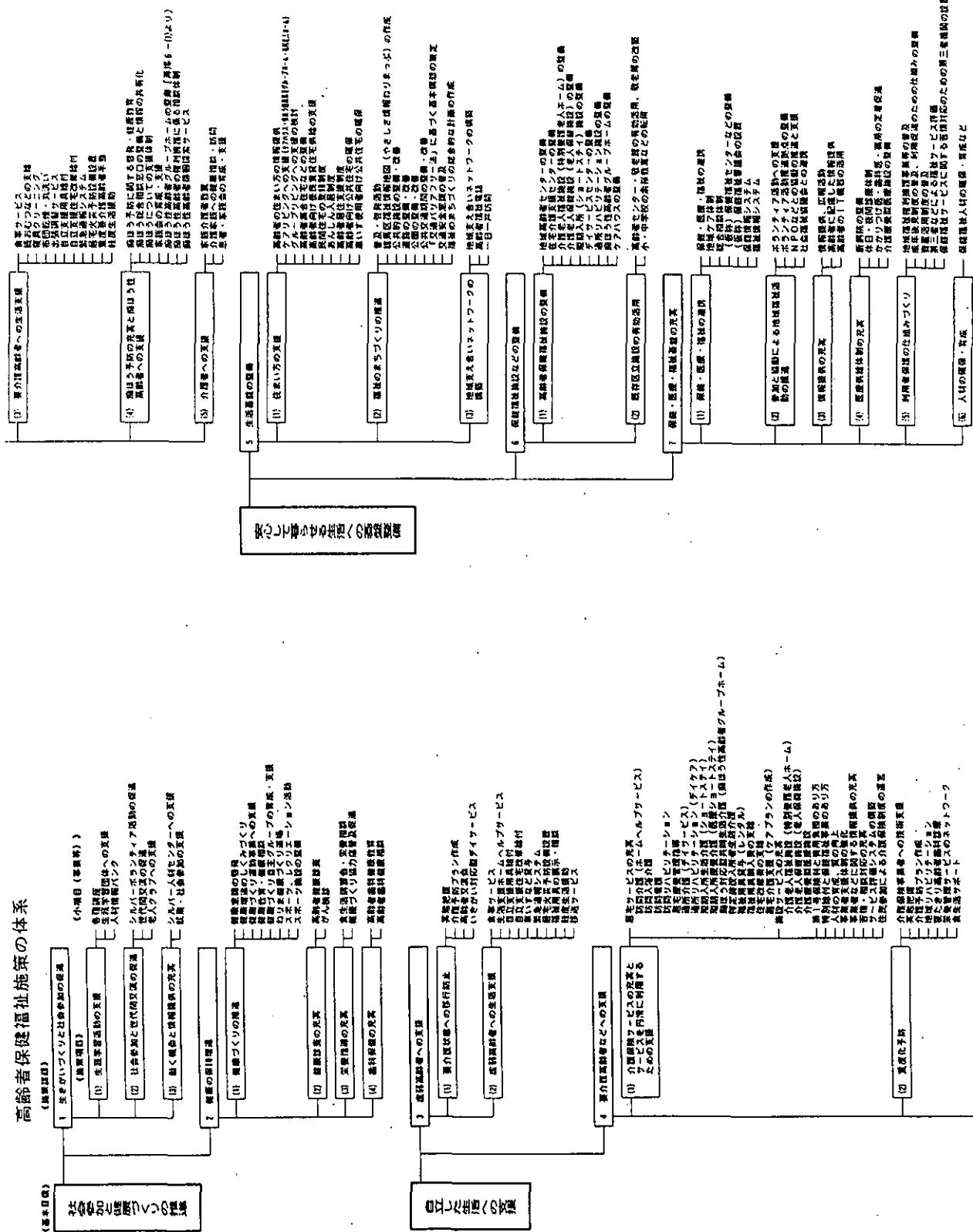
参考資料

- ・練馬区ホームページ
- ・練馬区高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）平成15-19年度
- ・練馬区ひとりぐらし高齢者等実態調査報告書（平成14年6月）

<練馬区>



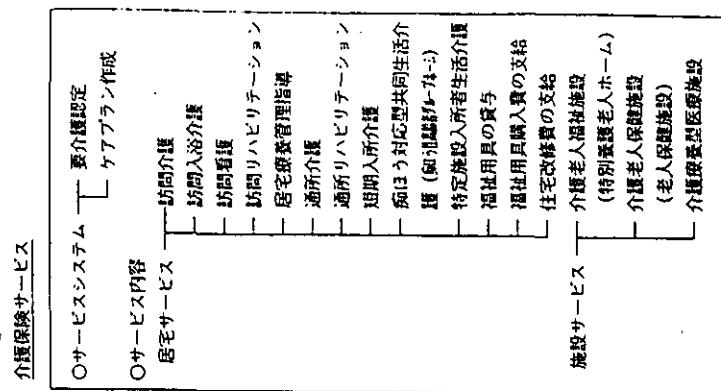
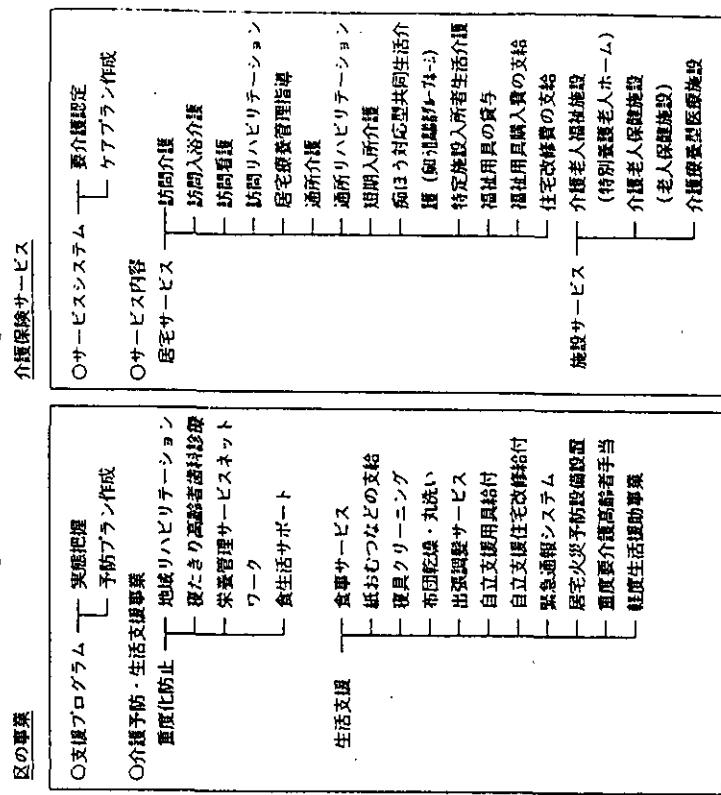
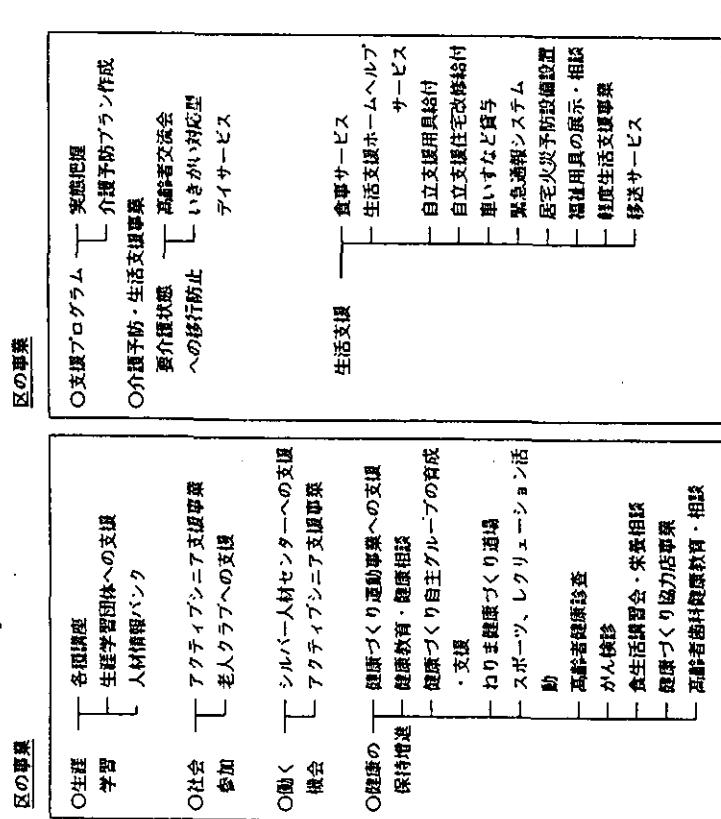
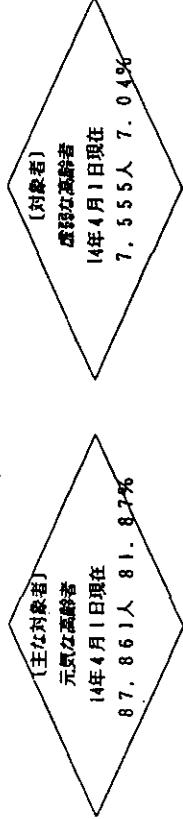
高齢者保健福祉施策の体系



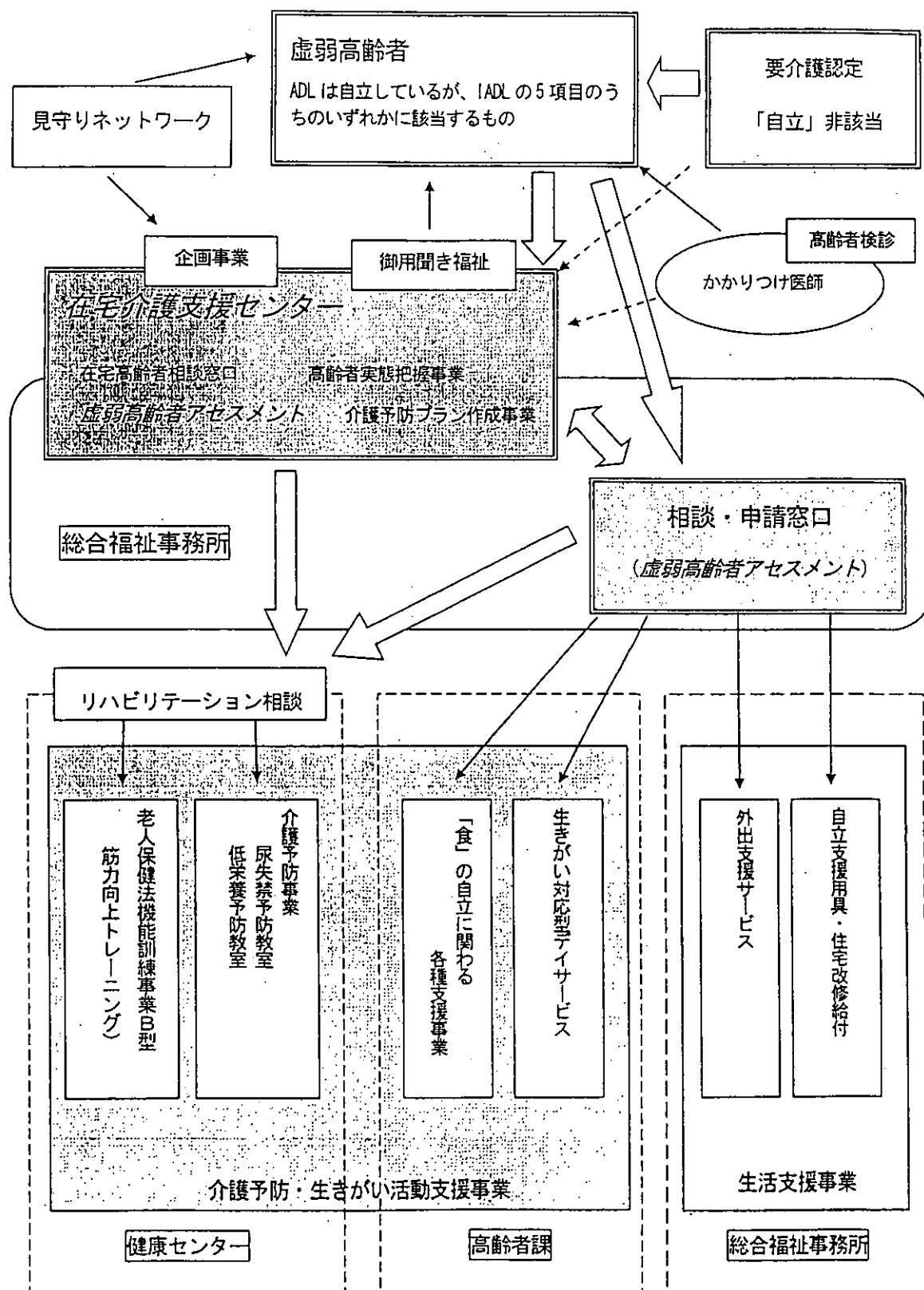
資料②

高齢者を支える仕組み

平成14年4月1日現在 総人口 669,519人
高齢者人口 107,315人 (高齢化率 16.03%)



虚弱高齢者の発見



要調査能者実験の結果

ひとりぐらし高齢者実態調査票	
アリガト	性別
氏名	年月日生
住所	電話番号
月日	月曜から
調査日 平成13年	
調査できない理由 1 入院 (長期不在) 2 障害者 3 調査拒否 4 その他	

緊急時の連絡先を記入ください。(①, ②, ③に記入してください。)

① 氏名 住所	民族等	電話 番号	日中 夜間	()	()	二
② 氏名 住所	知人等	電話 番号	日中 夜間	()	()	一

3 指体の状態はいかがですか。（1つに〇を1つください。）

- 1 バス・電車などの交通機関を使って自由に1人で外出できる。
- 2 すこし合は悪いが、日常生活はほとんど自分でできる。また、1人で外出することもできる。
- 3 家の中では、身の回りのことはなんとか自分でできるが、1人で外出することはできない。
- 4 構造で限だり起きたりの状態で、併世等は一部手助けが必要。
- 5 日中もベット生活を中心でほとんど寝たきりの状態。排泄、着替え、食事などに手助けが必要。
- 6 身の回りのことができないので介護が必要。

3 かかりつけ医はありますか。ある場合には、

かかりつけ医はありますか。ある場合には、 病院名、所在地、電話番号を記入してください。	
かかりつけ医	1 ない 2 ある
病院名（主なところ）	
所在地	
電話番号	() -

⑤生活していくうえで困ったことが起きた場合、誰に手助けして

(あてはまるものすべてに○をしてください。)	
1 子供・親族	2 友人・知人
4 民生委員	5 区の職員
7 その他()	3 遠所の人 6 ボランティア 8 手助けはいらない

⑧ 今後、週2食以上配食を受けたい方に民間事業者を紹介する仕組みをついた場合、利用したいですか。
（1つ10点までOK）

1 利用したい 2 特に利用したいと思わない
3 わからぬ

記載していただいた内容は、高齢者が安心して暮らしていくる地域づくりのため、あなたがお住まいの地域の民生委員、在宅介護支援センターにも情報提供する予定です。

また、氏名、住所、生年月日、性別については、消音署、警察署から所定の理由で要請があれば、提供に応じる場合には、情報提供の可否欄に×をつけてください。(閲覧回収後も変更不可)

なお、情報提供にあたっては、提供先に個人の秘密の候干、目的外使用の禁止を義務付けます。

【＜情報提供する理由＞

(1) 民生委員は、民生委員により、高齢者の生活状態を必要に応じて適切に把握することをその職務としているため

(2) 在宅介護支援センターは、地域の高齢者の状況を把握し、介護保険を含む各種の保健、医療、福祉サービスが総合的に受けられるように関係指標間と連絡調整を行う必要があるため

(3) 消防署から避難等の防災や交通安全等の施設防災の目的で要請がある場合

(4) 警察署から盗難等の防犯や防災の目的で要請がある場合

情報提供先	情報提供の可否
(1) 民生委員	
(2) 在宅介護支援センター	
(3) 消防署	
(4) 看察者	

資料⑤

高齢者のみ世帯実態調査票

調査日 平成13年 月 日

アリヤナ 氏名	性別	年 間	日生
住所	コード	電話番号	

[1] 緊急時の連絡先をご記入ください。(①、②両方記入してください。)

① 氏名 親族等 住所	電話 番号	日中 ()	夜間 ()	一
		被災時		
② 氏名 知人等 住所	電話 番号	日中 ()	夜間 ()	一
		被災時		

[2] お体の状態はいかがですか。(1つに○をしてください。)

- 1 バス・電車などの公共交通機関を使って自由に1人で外出できる。
- 2 すこし場合は悪いが、日常生活はほとんど自分でできる。また、1人で外出することもできる。
- 3 家の中では、身の回りのことほとんど自分でできるが、1人で外出することはできない。
- 4 病弱で寝たり起きたりの状態で、併世事は一部手助けが必要。
- 5 日中もベット生活を中心でほとんど寝つきの状態。併世、着替え、食事などに手助けが必要。
- 6 身の回りのことができないので介護が必要:

[3] かかりつけ医はありますか。ある場合には、
病院名、所在地、電話番号を記入してください。

かかりつけ医	1 ない	2 ある
病院名(主なところ)		
所在地	() -	
電話番号	() -	

[4] 現在、生活していくうえで困っていることはありますか。
それあなたですか、(あてはまるものすべてに○をしてください。)

- 1 買い物
- 2 外出時の介助
- 3 食事
- 4 掃除・洗濯
- 5 金銭の管理
- 6 ごみ出し
- 7 車なし
- 8 大器除
- 9 地震・火災などの災害や急病のときなどの介助
- 10 その他() 11 特にない

[5] お住まいの地域で困ったことがありますか。
それはあなたですか、(あてはまるものすべてに○をしてください。)

- 1 子供・家族
- 2 友人・知人
- 3 近所の人
- 4 民生委員
- 5 区の職員
- 6 ボランティア
- 7 その他() 8 手助けはいらない

[6] 介護保険の要介護認定を受けていますか。
(1つに○をしてください。)

- 1 受けている
- 2 受けていない
- 3 利用していない

情報提供先	情報提供の可否	情報提供の可否	情報提供の可否
(1) 民生委員			
(2) 在宅介護支援センター			
(3) 消防署			
(4) 警察署			

2			
3			5
4			
5			

記載していただいた内容は、高齢者が安心して暮らしていくためのため、あなたがお住まいの地域の民生委員、在宅介護支援センターにも情報提供する予定です。

また、氏名、住所、生年月日、性別についても、消防署、警察署から所定の理由で要請があれば、提供に応じる予定です。

情報提供してはしくない場合には、情報提供の可否欄に×をつけてください。(調査票回収後も変更可)
なお、情報提供してはしくない場合には、提供先に個人の秘密の維持の遵守、目的外使用の禁止を義務付けます。

※く情報提供する理由>

(1) 民生委員により、高齢者の生活状態を必要に応じて適切に把握することをその職務としているため

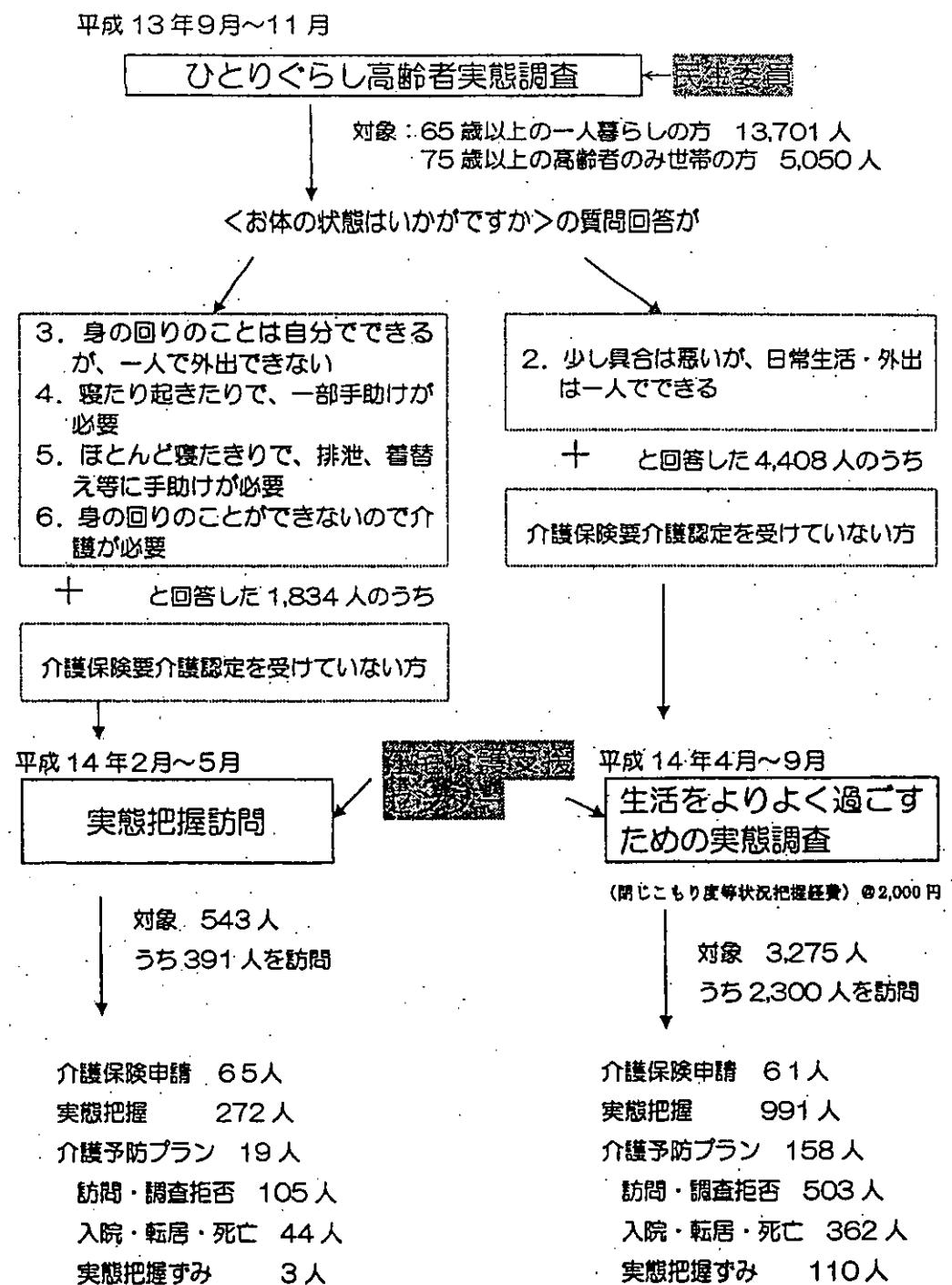
(2) 在宅介護支援センターは、地域の高齢者の状況を把握し、介護保険を含む各種の保健、医療、福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関と連絡調整を行う必要があるため

(3) 消防署から火災予防や防災目的で要請があつた場合

(4) 警察署から盗難等の防犯や交通事故防止の目的で要請があつた場合

貢献 (6)

ご用聞き福祉のながれ



高齢者見守りネットワーク事業について

～地域で高齢者を見守る機関ネットワークの形成を～

1 事業の目的

ひとりぐらし高齢者が年々増加しており、高齢者人口に占める割合も増加の一途をたどっています。一方、高層住宅の増加などから地域社会のつながりが希薄になっており、その結果、高齢者の孤立化が進行しています。

このような社会状況の中で、援助を要する高齢者の日常的な見守りを地域の協力機関に依頼し、異変時にはすばやく在宅介護支援センターが対応できるネットワーク体制を整えて、ひとりぐらし高齢者や高齢者のみ世帯の方も安心して暮らせる地域づくりを行います

2 事業内容

区内 28ヶ所ある在宅介護支援センターが、清掃事務所や郵便局と連携して見守り事業を行うほか、地域で日常的に高齢者を見守っている「民生委員」「町会・自治会」「老人クラブ」や「配食協力員」の方々や、区の事業である「配食協力員」「電話訪問員」、また「介護保険居宅サービス事業者」等と協力関係を築き、定期的に交流会をもつなどして、ひとりぐらし等で虚弱な方、孤立しがちな高齢者を地域全体で見守るネットワークを形成していきます。

協力機関の方々が高齢者の異変を発見した場合には、在宅介護支援センターに連絡し、支援センター相談員が緊急連絡先への連絡をしたり、自宅訪問などにより状況を確認することで事故を未然に防ぎ、必要な支援を早めに提供できるようにします。

(1) 事業の流れ

ア 見守りが必要なひとりぐらし高齢者等からの希望により、在宅介護支援センターが見守り希望者として確認し、緊急時の連絡先等を把握しておき、必要に応じて身体状況等の調査に伺う。地域の民生委員、自宅に食事を配達している配食協力員、声かけしながら乳酸飲料を配達している配達員にも見守りを依頼する。

イ これらの方々のお宅を個別にごみ収集をしている清掃収集員がごみ出しのないことを確認した場合や、郵便配達の職員が異状を発見したような場合には、在宅介護支援センターに連絡する。

ウ 民生委員や配食協力員、乳酸飲料配達員などが異状を発見した場合も、同様に在宅介護支援センターに連絡をする。

エ 連絡を受けた在宅介護支援センターは、予め登録しておいた緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて訪問し、緊急事態であれば警察、消防署等に連絡する。

(2) (1) の連携をスムーズに行なうため、在宅介護支援センターは定期的に協力機関、組織等と交流会や連絡会をもつ。

(3) 15年度に見守りネットワークへの協力依頼を予定している機関

ア 清掃事務所

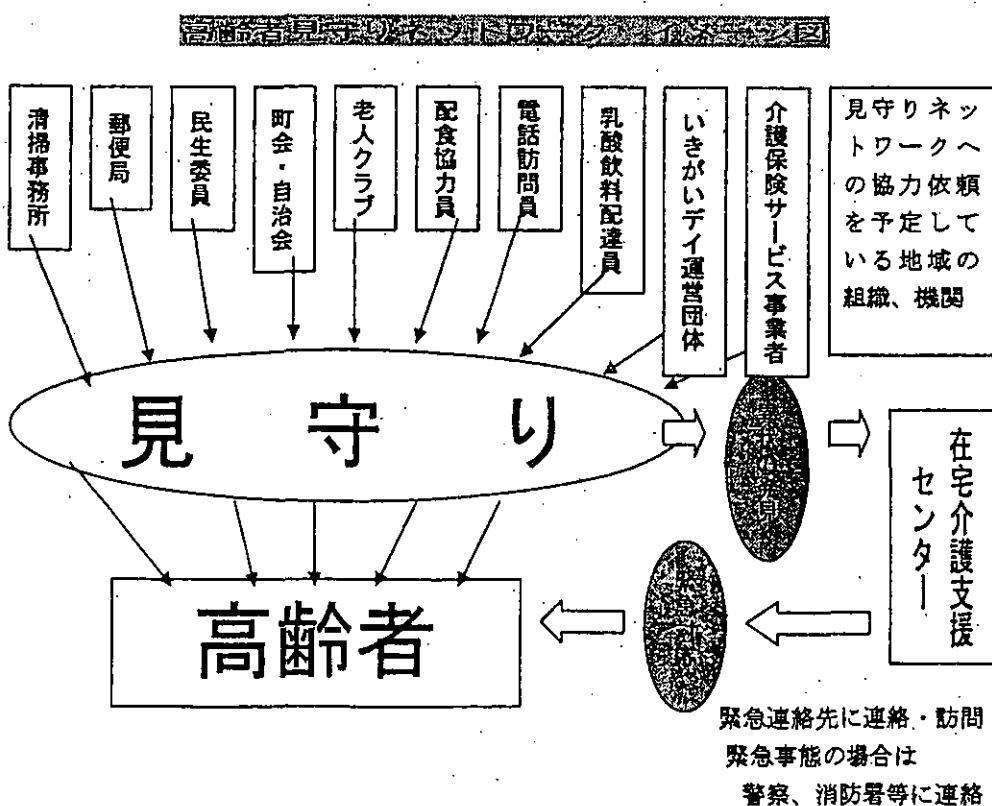
- イ 郵便局
- ウ 民生委員（在宅介護支援センター協力員）（556名）
- エ 町会・自治会・老人クラブ等
- オ 配食協力員（約600名）・電話相談員（4名）・電話訪問員（43名）・一日一
声訪問員（乳酸飲料配達員）
- カ 介護保険居宅サービス事業者（特に居宅介護支援事業者）

3 民生委員・町会との協力関係の強化

平成14年度「ご用聞き福祉」は、民生委員による13年度「ひとりぐらし高齢者等実態調査」の結果把握された、援助を要する高齢者に対して、申請を待っているのではなく、在宅介護支援センターが訪問調査（ご用聞き福祉）して、必要なサービスを紹介し、介護予防・生活支援に結びつけるものである。本事業は、この「ご用聞き福祉」に加えて、地域における高齢者見守り体制を確立することを目指しています。

地域の各機関・組織のネットワークによって見守りが日常的に行われるよう、在宅介護支援センターがネットワーク形成の仕掛けをしていく拠点となって、ひとりぐらし等で虚弱となっても、安心して生活していくける地域づくりを実現していきたいと思っています。

そのためには、各地域で高齢者を支える活動を担っている民生委員・町会とのさらなる協力関係を作り上げていくことが不可欠であると考えています。



鹿児島市

中核市

1 地域の概要

1) 人口・地勢

①総人口：550,761 人（平成15年9月現在）

②年齢3区分人口割合

年少人口： 15.0 %

生産年齢人口： 67.6 %

老人人口： 17.4 %

介護保険認定数 要支援： 4312 人

要介護1： 5800 人

要介護2： 2563 人

要介護3： 1845 人

要介護4： 1947 人

要介護5： 2078 人

③世帯数： 243336 世帯

④面積： 289.79 Km²

⑤地域の特徴：

鹿児島市は、九州の南端鹿児島県本土のほぼ中央部にある。東は鹿児島湾に面し、海を隔てた桜島の東半分を含んだ東西約27.5km、南北約30kmの風光明媚な都市である。

市街地は、鹿児島湾に流入している甲突川など7つの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海拔100mから300mの丘陵（シラス台地）となっている。鹿児島市のシンボルとして知られている桜島（標高1,117m）は、市街地から約4kmの対岸にあり、依然として火山活動を続けている。

面積：明治22年の市政施行時には面積は、14.03 km²であったが、周辺町村との合併により昭和25年には181.54km²となり、昭和42年には、旧鹿児島市と隣接の旧谷山市が合併して新たな鹿児島市が設置され、面積は279.15km²になった。その後の公有水面埋め立てにより、平成15年4月1日現在では289.79km²となっている。

<高齢者を取り巻く状況>

人口55万人、政治・経済・社会・文化など高次な都市機能が集積し、平成8年4月の中核市へ以降を契機に、よりきめ細かな市民サービスの提供と個性の豊かな魅力あふれるまちづくりを積極的に進め、日本の南の拠点都市としてさらなる飛躍を目指している。

このような中で、平成3年に策定した「第三次鹿児島市総合計画」では、ますます進展する高齢化、国際化など時代の大きな潮流を踏まえながら、施策の大綱の一つとして「健康であたたかみのあるまち」を掲げ、諸政策に取り組むとともに、平成12年には総合的

な高齢者対策を推進する上で基本となる「高齢者保健福祉計画」と新たに創設された介護保険制度運営の基本となる「介護保険事業計画」と一体的に策定した。(高齢者保健福祉・介護保険事業計画)

さらに平成14年に策定した「第四次鹿児島市総合計画」で、少子高齢化の進行、環境問題の顕在化、高度情報技術の急速な発達など大きな社会情報の変化に踏まえ、基本目標の一つとして「安心して健やかに暮らせるまち」を掲げ諸政策に取り組むこととしている。

1) 高齢者にかかる体制の概要

* 健福祉部局組織一資料①

* 施策の体系図一資料②

①自治体の体制 各々の役割も含む

高齢者福祉課：福祉サービス提供

介護保険部門：介護保険対象者に対するサービス提供

保健所（保健センター）：介護保険対象者以外への介護予防サービス提供

②関連機関の状況

基幹型在宅介護支援センター（2カ所）

地域型在宅介護支援センター（29カ所）

2) 介護予防として提供している介護予防サービス 内容・対象・提供主体

事業名	対象	内容・開催頻度	提供主体	協力機関・住民
地域参加型機能訓練事業『お達者クラブ』	心身機能が低下している高齢者等	現在186箇所（各小学校区に3箇所を目安） 内容：地域福祉会館等で、創作活動や体操などを実施（月2回）	保健所・保健センター	健康づくり推進員
健康づくり推進員事業		1.養成講座の実施 2.健康づくり協議会の支援	保健所・保健センター	
転倒骨折予防教室事業		寝たきりの原因の一つである転倒骨折の予防方法について学ぶ	保健所・保健センター（在宅介護支援センターに委託）	
生き生き80健康づくり事業		介護予防事業の補助金を使っているが、対象が高齢者だけではないので、介護予防の事業とはいえないが、本来はヘルスの事業	保健所・保健センター	
愛のふれあい会食事業	60歳以上の家に閉じこもりがちな方	地域の老人クラブや町内会等が実施主体となり、家に閉じこもりがちな高齢者と昼食と一緒に撮り、レクリエーションや健康体操等を行い、高齢者の健康づくり生きがいづくりを図るとともに、地域ケアを推進する。	高齢者福祉課	会食を行うボランティア団体（自治会、老人クラブ、婦人会など）
高齢者住宅生活援助員派遣事業	高齢者世話を付ける住宅	社会福祉法人から生活援助員を派遣し、高齢者の生活指導、安否確認等のサービスを提供	高齢者福祉課（社会福祉法人に委託）	

	に入居してい る高齢者	する。	託)	
ひとり暮らし高齢者等 短期入所事業	体調調整を図 る必要 がある 高齢者	要介護認定にならないひとり暮らし高齢者で日常生活が不規則な高齢者を養護老人ホームに一時的に入所させて、生活習慣の指導を行う。	高齢者福祉課 (社会福祉協議会に委託)	在宅介護支援センター
心をつなぐ訪問(ゆう あい)給食事業(食の 自立支援事業)	ひとり 暮 ら し 高 齢 者 等	ひとり暮らし高齢者等に定期的に食事を提供して安否確認を行い、高齢者の食生活の向上及び配食に従事する者とのふれあいを通じて孤独感の解消を図り、自立意欲を促す。	高齢者福祉課 (社会福祉法人に委託)	委託
在宅介護支援システム 設置事業(緊急通報体制等整備事業)	ひとり 暮 ら し 高 齢 者 等	緊急時にボタンひとつで緊急通報センターに通報されるシステムと定期的に電話で安否確認・相談に応じができるコールサービスを一体化した端末を設置して高齢者の安全確保、不安解消を図る。	高齢者福祉課	市消防局、近隣の協力員

* 地域参加型機能訓練事業と愛のふれあい会食は同日を開催する地域もある。

その他事業

・介護予防・生活支援サービスの総合調整

在宅介護支援センターは、保健福祉サービスや老人クラブ、民生委員、ボランティアといった地域ケアに取り組む団体(「地域ケア推進団体」)のインフォーマルサービスについて把握し、それらを総合調整して各人にあった効果的な介護予防・生活支援サービスの利用を支援する。

2 介護予防対象者の把握システム

1) 概要

現在のシステム開始時期： 12年度より拡充(平成8年～11年は3ヶ所実施)

把握している対象者数： 約5000人(現在までに把握)

把握後のフロー： 『お達者クラブ』(地域参加型機能訓練事業)

関与スタッフ：

- ・保健師
- ・嘱託看護職(保健師、看護師、助産師)＝機能訓練指導員という立場
- ・健康づくり推進員
- ・地域組織(町内会、民生委員、老人会など)

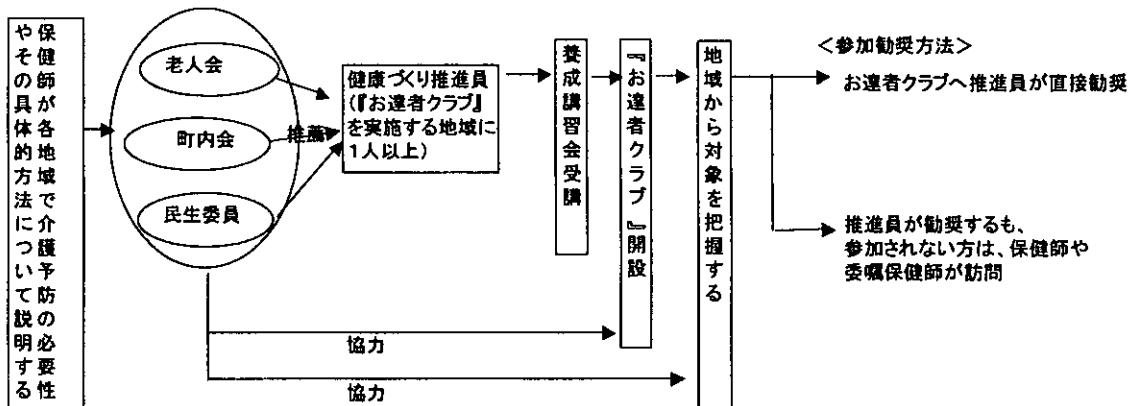
2) 具体的な把握方法 関係機関の役割

*鹿児島市地域参加型機能訓練事業実施要領－資料③

*鹿児島市健康づくり推進員養成事業実施要領－資料④

*生活機能アセスメント表－資料⑤

<概念図>



①概要：保健センターが健康づくり推進員を養成し、その推進員を中心となり地域参加型機能訓練事業『お達者クラブ』を開設する。またこの推進員が中心となって、地域の介護予防を要する高齢者を把握し、『お達者クラブ』へ参加勧奨している。推進員の養成講習会の中で、『お達者クラブ』の対象者はどんな人なのかを伝えているので、推進員はどのような高齢者を地域の中から勧奨すればよいのかを心得ている。

②対象者の管理：『お達者クラブ』の名簿を推進員が作成している。保健師と推進員が同様の名簿を持っている。名簿に名前があるが2, 3回出席がない場合は、機能訓練指導員が訪問する。参加者の健康管理は保健師と機能訓練指導員が実施。

③推進員の役割、保健師の役割、地域住民の役割

推進員は地域の推薦（町内会や老人会など地域によって異なる）を受けて、保健センターが実施する養成講座を受ける。『お達者クラブ』立ち上げの際には、推進員は保健師の援助を受けて、推薦を受けた町内会や老人会などへ報告し、彼らと一緒にミーティングを開催し、『お達者クラブ』のプログラム、対象者などを検討する。推進員が中心となって民生委員や町内会の方々と一緒に、地域の対象者を掘り起こし声をかける。老人会が中心になって実施する場合は、対象者として老人会のメンバーがそのまま入る場合がある。

保健師や機能訓練指導員は推進員や民生委員が参加勧奨するものの拒否された方に訪問している。

④その他の把握方法

保健部門には介護保険課から毎月、介護保険認定審査結果が非該当（自立）の方の情報提供を受ける。その中から『お達者クラブ』への参加の有無を確認し、未参加者へは保健師及び訪問指導員が家庭訪問を実施する。

在宅介護支援センターからの対象把握はほとんどないのが現状である。